

令和 6 年 3 月

長門市議会定例会
追加議案参考資料

目 次

議 案

- 第 34 号 長門市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例 …… 1
- 第 35 号 長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 …… 3
- 第 36 号 長門市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設
備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介
護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例 …… 6
- 第 37 号 長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介
護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する
条例の一部を改正する条例 …… 8

長門市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和 6 年度の介護報酬に係る改定に併せ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うとともに、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 公正中立性の確保のための取組の見直し

事業者の負担軽減を図るため、利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。

(2) 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、少なくとも 2 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。

(3) ケアマネジャー 1 人当たりの取扱件数

基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに 1 以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について見直す。

(4) 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。その際、1 年の経過措置を設けることとする。

(5) 管理者の兼務範囲の明確化

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

(6) 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を推進する観点から見直しを行う。

(7) 新たな情報通信技術の導入・活用への対応

現行法上フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める規定について、新たな情報通信技術の導入・活用に対応できるよう見直しを行う。

3 施行期日

令和6年4月1日。ただし、上記(7)については公布の日。

長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和6年度の介護報酬に係る改定に併せ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うとともに、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 管理者の兼務

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、(看護)小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。

(2) サービス内容の明確化

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)による介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行う。

(3) 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化

テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジー活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに0.9以上であること。

(4) 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅

医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために見直しを行う。

(5) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第3条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

(6) 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け

介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めるとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務づける。

(7) ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニットケアの質向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。

(8) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際3年間の経過措置を設けることとする。

(9) 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。その際、1年の経過措置を設けることとする。

(10) 管理者の兼務範囲の明確化

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に

運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

(11) 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を推進する観点から見直しを行う。

(12) 新たな情報通信技術の導入・活用への対応

現行法上フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める規定について、新たな情報通信技術の導入・活用に対応できるよう見直しを行う。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日。ただし、上記 (12) については公布の日。

長門市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和6年度の介護報酬に係る改定に併せ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うとともに、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 管理者の兼務

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、(看護)小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。

(2) 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために見直しを行う。

(3) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)第3条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を

抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際 3 年間の経過措置を設けることとする。

(5) 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。その際、1 年の経過措置を設けることとする。

(6) 管理者の兼務範囲の明確化

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

(7) 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を推進する観点から見直しを行う。

(8) 新たな情報通信技術の導入・活用への対応

現行法上フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める規定について、新たな情報通信技術の導入・活用に対応できるよう見直しを行う。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日。ただし、上記 (8) については公布の日。

長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和 6 年度の介護報酬に係る改定に併せ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うとともに、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、少なくとも 6 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とする。

(2) 介護予防支援の円滑な実施

ア 指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準について見直す。

イ 市町村において管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市町村から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報提供することとする。

ウ その他、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うに当たって、所要の規定の整備を行う。

(3) 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。その際、1 年の経過措置を設けることとする。

(4) 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を推進する観点から見直しを行う。

(5) 新たな情報通信技術の導入・活用への対応

現行法上フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める規定について、新たな情報通信技術の導入・活用に対応できるよう見直しを行う。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日。ただし、上記（5）については公布の日。